

板橋区介護職員研修受講料助成要綱

(令和2年2月25日区長決定)

(令和3年3月23日一部改正)

(令和4年3月10日一部改正)

(令和5年3月30日一部改正)

(令和6年3月26日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員初任者研修課程又は介護職員実務者研修課程を修了し、板橋区の区域内（以下「区内」という。）の介護サービス事業所において介護サービスに従事する者に対し、板橋区介護職員資格取得研修受講料助成金（以下「助成金」という。）を交付し、介護従事者の確保及び職場への定着を支援し、もって区民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護職員資格取得研修」とは、次に掲げる研修をいう。

(1)「介護職員初任者研修課程」（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。以下同じ。）

(2)「介護職員実務者研修課程」（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30条）第40条第2項第5号に規定する介護の実務経験を3年以上有する者が介護福祉士の資格を取得するための研修をいう。以下同じ。）

2 この要綱において「介護サービス事業所」とは、区内で次に掲げる事業又は施設を運営する事業所をいう。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条に規定する事業（同条第4項から第6項まで、第12項、第13項及び第24項に規定する事業を除く。）

(2) 法第8条の2に規定する事業（同条第3項から第5項まで、第10項、第11項及び第16項に規定する事業を除く。）

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 助成金の交付の申請日の属する年度の前年度の4月1日以後に介護職員資格取得研修を修了し、その証明書の交付を受けた者であること。

(2) 介護職員資格取得研修の修了日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、又は修了日において既に区内の介護サービス事業所に介護職員として就労していること。

(3) 助成金の交付の申請時において、同一の事業者が運営する区内の介護サービス事業所に介護職員として介護職員資格取得研修の修了後3か月以上継続して就労していること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣による就労を除く。）。

(4) 非定型的パートタイムヘルパー（短時間労働者であって、月、週又は日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者をいう。）にあつては、前号のほか、第1号及び第2号の要件を満たした後の従事時間が45時間以上であること。

(5) 助成金の交付の申請に係る介護職員資格取得研修の受講料について、他に助成を受けていないこ

と。

(6) 申請日現在、個人住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、介護職員資格取得研修の受講料（教材代、実習に要した費用等を含む。以下同じ。）であって、助成対象者が当該研修を実施した養成機関に支払った額とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、介護職員初任者研修課程については、助成対象者が負担した受講料の9割に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と8万円のうち、いずれか低い額とし、介護職員実務者研修課程については、助成対象者が負担した受講料の9割に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と10万円のうち、いずれか低い額とする。

2 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で区長が定める額を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、板橋区介護職員資格取得研修受講料助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 介護職員資格取得研修の修了証明書（研修を行った者が交付したものに限る。）の写し

(2) 介護職員資格取得研修について、申請者が受講料を支払ったこと及びその支払った額を証明する領収書

(3) 介護サービス事業所が発行した勤務証明書（第3条第2号及び第3号の要件を満たしていることが確認できるもの）

(4) 個人住民税の非課税証明書、領収書の写し又は納税証明書及び軽自動車税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの。ただし、領収書の写し又は納税証明書は、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているものを滞納していないことを確認できるもの）。ただし、申請者から個人住民税及び軽自動車税の納税状況調査に関する同意を得て納税状況を確認できる場合を除く。

2 前項の規定による申請の期限は、申請者が第3条第1号から第5号の要件を全て満たした日の翌日から起算して3か月を経過する日までとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を行うものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定したときは板橋区介護職員資格取得研修受講料助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成金の交付をしないことを決定したときは板橋区介護職員資格取得研修受講料助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(助成金の交付)

第8条 区長は、前条第2項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、申請者本人名義の口座へ、口座振替の方法により行うものとする。

(決定の取消し)

第9条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けた場合

(2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令に基づく命令に違反した場合

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、申請者に板橋区介護職員資格取得研修受講料助成金交付決定取消通知書（別記第4号様式。以下「取消通知書」という。）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に取消通知書により期限を定めて当該助成金の返還を求めなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第11条 区長は、前条の規定により助成金の返還を求めたときは、申請者に助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 区長は、助成金の返還を求めた場合において、助成対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(違約加算金の計算)

第12条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を求めた場合において、申請者の納付した金額が返還を求めた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求めた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第13条 区長は、第11条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(助成金の一時停止等)

第14条 区長は、この要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金等の返還を求められた者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度中に交付決定を行う介護職員実務者研修課程受講料助成金に対する第3条の規定の適用については、同条第1号中「前年度」とあるのは「前々年度」とする。

第1号様式(第6条関係)

板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)板橋区長

板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。決定後、助成金額を下記の口座に振り込みください。

なお、この申請にあたり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申請も行っていないことを申し添えます。

記

申請者	住所			
	氏名	(フリガナ)		
電話番号				
内容	対象研修	初任者研修		実務者研修
	対象経費	円	助成(請求)金額(※)	円
	修了日	年	月	日

添付書類

- 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修課程受講料領収書(原本)
- 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修課程修了証(写し)
- 勤務証明(原本)

※助成(請求)金額は、対象経費(受講料)の9割に相当する額(千円未満切り捨て)と初任者研修については8万円、実務者研修については10万円のいずれか低い額となります。

振込先	金融機関名		店舗(支店)名		
	銀行 信用金庫 その他()		支店 その他()		
	金融機関コード(4ケタ)		店舗(支店)コード(3ケタ)		
	預金種別(○を付けてください。)		口座番号		
	1 普通 2 当座 3 貯蓄 9 その他				
	口座名義人 (※申請者氏名と同一のものに限らせていただきます。)		カナ		
			漢字		
件名	板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成金				

【 裏面もご記入ください 】

- ・個人住民税(特別区民税・都民税)及び軽自動車税の納税状況調査に関する同意
(第6条第1項第4号関係)

【板橋区で課税(又は非課税)の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の納税状況を確認することに同意します。

(同意していただける方は、納税状況確認に必要なため、氏名及び生年月日のご記入をお願いいたします。)

氏名	
生年月日	年 月 日

【同意しない場合又は板橋区以外の市区町村において課税されているなどの場合】

下記の□に✓を記入し、追加添付書類をご確認の上、提出してください。

- 同意しない
- 板橋区外の市区町村で課税(又は非課税)されている
- その他(「〇〇年〇月〇日、〇〇国から〇〇市区町村へ転入」など具体的に記入してください。)

--

追加添付書類

- ・個人住民税及び軽自動車税の領収書の写し又は納税証明書※
- ・個人住民税非課税の場合は非課税証明書(直近のもの)
※領収書の写し又は納税証明書は、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているものが完納していることを確認できるもの。
※軽自動車税は課税されている方のみ対象です。
※外国からの転入等で税に係る証明書等が提出できない場合は区の受付担当までお問い合わせください。

板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成金交付決定通知書

住 所

氏 名

様

年 月 日 付けで申請のあった板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

板橋区長

記

1 助成金額 金 _____ 円

2 助成金の受け取りについて

板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)に記載された口座に振込みいたします。

3 その他

次の場合には、助成金の交付を取り消し、全額またはその一部の返還を求められます。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合

(2) その他法令に基づく命令に違反した場合

助成金の返還を求められたときは、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。また、納期日までに納付しなかった場合、納付日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。

板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成金不交付決定通知書

住 所

氏 名

様

年 月 日 付けで申請のあった板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

年 月 日

板橋区長

記

理 由

お問い合わせ 板橋区 部 課
電話番号

板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成金交付決定取消通知書

住 所

氏 名

様

年 月 日付け 第 号 で決定した板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

年 月 日

板橋区長

記

理由

助成金の返還について

お問い合わせ 板橋区 部 課
電話番号